

舞鶴市地域クラブ活動「まいかつ」の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、舞鶴市部活動地域展開推進会議及び専門部会での議論や、令和7年12月に文部科学省が示した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、舞鶴市地域クラブ活動「まいかつ」の認定を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

(認定要件)

第2条 舞鶴市地域クラブ活動「まいかつ」の認定を受けるに当たり満たすべき要件は、次のとおりとする。

- 一 部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展する取組であること
 - 二 適切な活動時間や休養日が設定されていること
 - 三 参加費が低廉であること
 - 四 適切な指導体制が確保されていること
 - 五 安全に活動できる環境が確保されていること
 - 六 適切な運営体制が確保されていること
 - 七 学校等との連携が適切に行われていること
- 2 前項各号に掲げる認定要件を満たしているか否かについては、〈別紙1 舞鶴市地域クラブ活動「まいかつ」認定要件の具体的な確認事項〉に基づき判断する。
- 3 第1項第4号に関する指導者の登録及び研修等については、別途定める。

(認定申請)

第3条 舞鶴市地域クラブ活動の認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体から市の指定する申請フォームに入力することにより行うものとする。

- 2 舞鶴市は、申請内容を審査するため、申請を行った地域クラブ活動の運営団体・実施主体（以下「申請者」という。）に必要な書類の提出等を求めることができる。

(認定手続)

第4条 舞鶴市は、前条第1項の規定による申請があった場合には、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ申請内容を審査し、第2条の認定要件を満たすと認めるときは、認定を行うものとする。

- 2 舞鶴市が自ら地域クラブ活動の運営団体・実施主体となり、第2条の認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなす。
- 3 第1項の規定により認定を受け、又は前項の規定により認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動は『舞鶴市認定地域クラブ活動「まいかつ」』と呼ぶものとする。

(認定又は不認定の通知)

第5条 舞鶴市は、前条第1項の規定による認定をしたときは、舞鶴市認定地域クラブ活動「まいかつ」認定通知書（様式第1号）により申請者に通知するものとする。

- 2 舞鶴市は、前条第1項の規定による認定をしないこととしたときは、舞鶴市認定地域クラブ活動不認定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(認定の有効期間)

第6条 舞鶴市認定地域クラブ活動「まいかつ」の認定の有効期間は、令和9年3月31日までとする。

(変更の届出)

第7条 舞鶴市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに舞鶴市に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

(休止の届出)

第8条 舞鶴市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに舞鶴市に届け出なければならない。

(認定取消しの申出)

第9条 舞鶴市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに舞鶴市に申し出なければならない。

(認定の取消し)

第10条 舞鶴市は、舞鶴市認定地域クラブ活動「まいかつ」が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

- 一 不正な手段等により認定を受けたとき
- 二 認定要件に関する重大な違反があったとき
- 三 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき
- 四 舞鶴市認定地域クラブ活動「まいかつ」の運営団体・実施主体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき

2 舞鶴市は、第1項の規定により認定を取り消したときは、舞鶴市認定地域クラブ活動「まいかつ」認定取消通知書（様式第3号）により、舞鶴市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体に通知するものとする。

(舞鶴市認定地域クラブ活動「まいかつ」に対する指導助言等)

第11条 舞鶴市は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、舞鶴市認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

(舞鶴市認定地域クラブ活動「まいかつ」に対する支援)

第12条 舞鶴市は、舞鶴市認定地域クラブ活動「まいかつ」について次に掲げる支援を行うものとする。

- 一 市の広報媒体での発信や学校を通じたパンフレット配布等による参加者募集
- 二 活動場所となる学校施設（体育館、グラウンド等）の優先予約
- 三 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の促進
- 四 指導者人材バンクに登録された指導者の紹介
- 五 希望する場合の事務支援

附 則

(施行期日)

1 本要綱は、令和8年1月9日から施行する。

別紙1 舞鶴市地域クラブ活動「まいかつ」認定要件の具体的な確認事項

市が認定する「まいかつ」は、以下の要件を満たす活動とします。

	要件	チェック項目
1	部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展する取組であること	☐ 競技性や成果のみに偏重せず、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたって楽しめる土台をつくり、豊かで幅広い活動機会となる活動である ☐ 活動への参加に際し、技術力や競技力による選抜を行わない
2	適切な活動時間や休養日が設定されていること ※将来的に平日の活動も地域に展開することを見据え、認定要件を設定している	☐ 発達段階にある生徒の心身の健やかな成長に配慮して週2日以上休養日を定め、活動時間は1日当たり平日2時間程度、休日は3時間程度とし、週当たり11時間程度の範囲内に設定されている ☐ 年間の大会参加予定や毎月の活動日程等に関する計画が参加者に示されている
3	参加費が低廉であること	☐ 参加費が可能な限り低廉に設定されている（参加費は指導者への謝金・消耗品など活動に必要な経費であり、遠征費などの特別費は除く）
4	適切な指導体制が確保されていること	☐ いかなる体罰、暴言、ハラスメント行為も許されないことが指導者全員に徹底されている ☐ 事故や不適切行為を防止する観点から、複数の指導者が携わる体制が構築されている ☐ 成長期にある生徒のスポーツ障害やオーバーワーク等を予防するため、合理的でかつ効率的・効果的な練習が行われている
5	安全に活動できる環境が確保されていること	☐ 別途定める「安全管理マニュアル」を理解している ☐ 活動中の事故や怪我に備え、指導者及び参加生徒全員がスポーツ安全保険等の傷害保険・賠償責任保険に加入する ⇒加入する保険を確認
6	適切な運営体制が確保されていること	☐ 活動の目的や団体の意思決定に関することなどを定めた規約等を有し、公表している。または、活動開始までに規約等を作成し、公表する予定である。 ☐ 関係者の個人情報適切に管理することができる ☐ 適切な会計処理を行い、1年に1回は関係者への報告を行う ☐ 活動場所のルールを遵守し、施設及びその付属品等を破損した場合は、適切に報告し、弁済等を行う ☐ 大会・コンクール等に参加する場合には、その運営に積極的に協力する
7	学校等との連携が適切に行われていること	☐ 生徒の活動状況や生活面での課題について、必要に応じて在籍校と情報共有・連携を図ることができる ☐ 学校ごとにルールや利用できる備品が異なることを理解し、施設の利用前に学校と連絡調整を行う

様式第1号（第5条第1項関係）

年 月 日

殿

舞鶴市長 ●● ●●●

舞鶴市地域クラブ活動「まいかつ」認定通知書

年 月 日付けで申請のあった舞鶴市認定地域クラブ活動「まいかつ」の認定申請について、「舞鶴市地域クラブ活動「まいかつ」の認定に関する要綱」第5条第1項の規定により下記のとおり認定します。

記

1. 地域クラブ活動の名称

2. 認定期間 年 月 日～ 年 月 日

3. 留意事項
（※必要に応じて記載）

年 月 日

殿

舞鶴市長 ●●● ●●●●

舞鶴市地域クラブ活動「まいかつ」不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった、舞鶴市認定地域クラブ活動「まいかつ」の認定申請について、下記理由により認定しないこととしましたので「舞鶴市地域クラブ活動「まいかつ」の認定に関する要綱」第5条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 不認定の理由

年 月 日

殿

舞鶴市長 ●● ●●●

舞鶴市地域クラブ活動「まいかつ」認定取消通知書

年 月 日付けで舞鶴市地域クラブ活動「まいかつ」として認定した（地域クラブ活動の名称）について、下記理由により認定を取り消すこととしましたので「舞鶴市地域クラブ活動「まいかつ」の認定に関する要綱」第10条の規定により通知します。

記

1. 地域クラブ活動の名称

2. 認定取消しの理由